

野菜の契約取引をサポートします！

契約野菜安定供給事業 (出荷調整タイプ) のご案内

出荷調整タイプとは？

定量の供給契約を締結した生産者が、豊作等により価格が低落した時に出荷調整（土壌還元等）を行った場合に、出荷調整に要した経費の補てんを受けられる仕組みです。

参加することのメリットは？



生産者

- ① 気象条件の影響により、契約数量を上回る生産量になった場合も、生産調整を行った費用の一部が補てんされるので、経営の安定が図られます。
- ② 計画的な生産が可能となり、生産技術の向上に集中できます。
- ③ 実需者ニーズを踏まえた野菜生産が可能となるので、差別化やブランド化が可能になります。

- ① 契約取引に伴う仕入リスクが軽減されるので、必要な量の野菜を契約価格で仕入れることが可能となります。
- ② 市場を経由せず出荷コストや流通コストが削減されるので、仕入コストも安くなります。
- ③ 顔の見える取引を通じて、消費者が求める安心、安全の確保につながります。

実需者



I 出荷調整タイプの要件等

1 対象品目及び産地

野菜生産出荷安定法に定められている産地（**機構へお問い合わせください**）で栽培されている、指定野菜15品目^{注1}、特定野菜34品目^{注2}

2 対象者（事業実施主体）※機構に登録が必要（指定野菜のみ）です。

- ① 生産者（**個人・法人**）
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者等）

5 負担金

- ① 指定野菜では、補給金の基となる資金の1 / 4（特定野菜等は1 / 3）を負担金として納付いただきます。
- ② 負担金は、**かけ捨てではなく、1年後に返戻可能な積立金です。**

6 申込期限

- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。（別途届出書が必要）

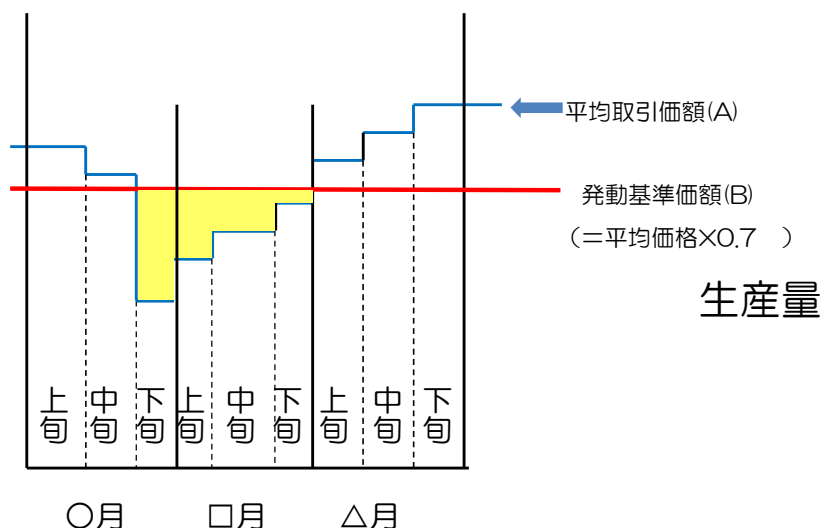
注1：キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ブロッコリー、ほうれんそう、レタス

注2：アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、ししとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

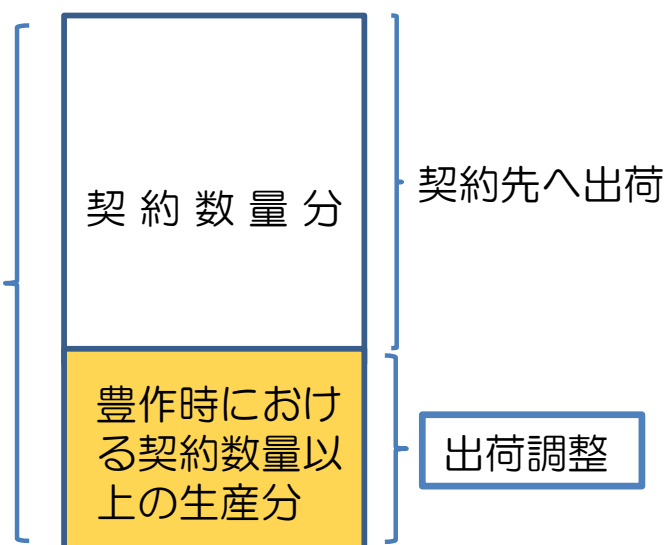
Ⅱ 出荷調整タイプの仕組み

平均取引価額(A)が発動基準額(B)を下回っている状況で出荷調整を行った場合は、**平均価格又は契約価額のいずれか低い額の7割**が補てんされます。

(1) 発動要件



(2) 補給金対象数量



※注意事項

- 平均取引価額(A)は全国10ヶ所の中央卸売市場価格から機構が算定します。このため、申込者が契約取引の**指標としている市場の価格が低落した場合**であっても、平均取引価額(A)が発動基準額(B)を下回らない場合には、**発動されません**。
- 申込数量の上限は、**契約数量の30%が限度**です。
- 発動基準額(B)とは、平均価格（卸売市場の過去6力年の卸売価格を元に算出した価格）の70%相当になります。
- 事前**に出荷調整を実施する場合は**機構への申出**が必要となります。

Ⅲ 負担金の積立て

指定野菜	特定野菜等
生産者 1 / 4	生産者 1 / 3
都道府県 1 / 4	都道府県 1 / 3
国 1 / 2	国 1 / 3

- 生産者**は、補給金の基となる資金を**負担金**として**納付**していただくこととなります。
- 負担金は、指定野菜では**機構**で、特定野菜等では**各都道府県の野菜価格安定法人**で生産者ごとに管理いたします。

Ⅳ 事業の手続きの流れ

事業参加前

生産者等

登録申請

alic

審査・登録

※ 指定野菜価格安定対策事業で既に登録を受けている場合は新たに登録は不要です

○ 生産者登録されましたら、以下の手続きへ進みます

対象出荷期間
開始日の
～2ヶ月前

登録生産者等

供給計画の提出

交付予約希望数量の報告

道府県

詳しくは、各道府県に
お問い合わせください

対象出荷期間
開始日の40日
前まで

登録生産者等

交付申込書の提出

※契約を確認できる書類を添付すること

alic(特定野菜等は野菜価格安定法人)

交付申込みの承諾

対象出荷
期間

発動した場合^注

契約取引の実施

※出荷伝票等の取引証拠書類を適切に
保存すること

注：発動有無の公表日から5日以内に、
あらかじめ出荷調整の申出が必要

対象出荷期間
終了から3ヶ月
以内

交付申請の提出

交付決定

※指定口座に振込

○ 事業が完了しても完了年度の翌年度から5年間は事業に係る帳簿等を整備保管して下さい。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、
下記へお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人農畜産業振興機構

野菜振興部 契約取引推進課

〒106-8635 東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL：03-3583-9818 FAX：03-3583-9484

E-mail：alic-keiyaku@alic.go.jp（お問合せ専用アドレス）

URL：<https://www.alic.go.jp/>